

2. 「第一次検定・第二次検定」受検対象者と受検資格区分(新受検資格)及び必要な情報等

- (1) 以下の【受検資格区分】に該当し、所定の実務経験年数を有する者が受検できます。
- (2) 申込事前情報登録時に必要な情報及び受検資格区分の条件を満たす必要となる実務経験年数を入力できないと登録が完了できません。
- (3) 実務経験の内容については、3～8 ページを参照してください。
- (4) 新規受検申込者はインターネット上で申込事前情報登録及び決済の完了後に、「個人ページ」から「必要となる提出書類」をダウンロードし、「必要書類一式」をすべて同封の上、郵送していただかないと受検できません。
- (5) 申込事前情報登録時に申請された実務経験がF 票（実務経験証明書）で証明できない場合、受検はできません。
- (6) 再受検申込者は 12 ページを参照してください。

電気通信工事施工管理に関する必要な実務経験年数
【受検資格区分】電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者、又は電気通信主任技術者試験合格者
電気通信主任技術者資格者証交付後、 又は電気通信主任技術者試験合格後、実務経験 1 年以上

【申込事前情報登録時に必要な情報】

- ・住民票コード
- ・顔写真データ（JPEG 形式）
- ・電気通信主任技術者資格者証の交付年月または電気通信主任技術者試験の合格年月

【申込事前情報登録及び決済後に郵送が必要な書類】

- ・受検申請書(E 票)
- ・実務経験証明書(F 票)
- ・受検申込書(G 票)
- ・電気通信主任技術者資格者証(写)、または電気通信主任技術者試験合格を証する書類(写)

(注意)

申込書類提出後の新・旧の受検資格区分の変更はできません。また、当年度の 1 級電気通信工事施工管理技術検定第一次検定申込者については、1 級第一次検定合格後に 2 級検定区分を第二次検定に変更することはできません。